


所管部課	総務部防災安全課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について		区分			○
関係事項	条例規則	東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則				
	部課機関	福祉部高齢介護課、障害福祉課				
<p>1. 要旨</p> <p>平成28年9月30日をもってみのり福祉園が「閉園」、のぞみ集会所は「廃止」となるため、分掌事務の文言修正が生じるため一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>別表保護福祉部の部援護支援班の項中「副班長 みのり福祉園長」及び「福祉部みのり福祉園」を削り、同項分掌事務の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東大和市国民保護対策本部について、公正な運用に資することができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>改正案文については、文書課において事前審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、市長決裁を経て本規則を施行したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。